

日銀は新産金以外の金地金も民間から買入れうることにした。かくて日本銀行金買入規則は次のごとく改正され、七月十四日から實施された。

第四條の二 日本銀行は第二條の指定を受けたる産金業者以外のものより大蔵大臣の承認を得て第一條の金を買入れることを得

第五條の二 日本銀行政府の所有にかゝる金を買入れる場合においては第一條の但書および第五條の規定はこれを適用せず

かくて日銀は七月十四日以後、指定産金業者・市中地金商その他一般からも、品位九九〇・重量一キロ以上の金ならばこれを買入れうることとなつたのである。しかし日銀が買入れた金は資金特別會計が設定された結果、同勘定に納入されることとなつた。

(2) 新産金増産策——右金法案要綱中の第十一條・第十二條において、輸入税の免除と奨励金交附等によつて新産金の増産を期待してゐる。

増産目標は商工省の具體案として傳へられるところによれば、五ヶ年後において内地六十トン・朝鮮七十五トン・合計百三十五トン（時價五億八百九十五萬圓——昭和十一年度の内地・外地産金は約四

十一トン一億五千萬圓）まで産金を増加せしめる計畫である。若しもこれが實現すれば、滿洲國の五ヶ年後における二億圓の産金増産計畫と併せて、五ヶ年後の産金は七億八百九十五萬圓となる勘定である。

しかし、この具體策として半官半民の産金會社設立案が日程に上されたが、當業者の反對から實現を見るに至らず、結局次の諸方策が採用されることとなつた。

- 一、大産金業者をして政府の政策に順應して、自發的に製鍊場および選鑛場の増設擴張を實行せしむること
- 一、中小産金業者に對しては相當の助成金を交附して、製鍊場および選鑛場の増設擴張を實行せしむること
- 一、一般的探鑛奨励金を交附して大いに探鑛を行はしめ、以て金鑛石の供給を増加せしむること
- 一、小産金業者に對しては、必要に應じ鑿岩機を貸與して探鑛および探採を助成すること
- 一、鑛山監督局に技術員を増置し、中小産金業に對し、技術上各般にわたり現地指導を行はしむること
- 一、右の外將來必要ある場合には、相當の補助金を交附して低品位鑛山の開發を助成すること

戦時財政と金融統制

一、なほ試掘・採鑛・製錬場設置の許可等に付ては、關係各廳とも協議の上可成迅速に取計ふとともに、鑛石の運賃に付ても適當に考慮すること
一、以上各計畫と併せて金山金融の圓滑を計ることは極めて必要なるをもつて、之に關し内外地を通じ適當に考慮すること

○商工省の産金獎勵費（十二年度追加豫算）

産金獎勵費	四九、六七六
現地指導探鑛獎勵	二、三五三、八四七
選鑛場及び製錬場建設助成	一、六四八、五三一
出願處理	七八、〇〇五
小計	四、二三〇、〇五九
産金法關係	五三、八五〇
現場係員養成施設補助	一〇〇、〇〇〇
總計	四、二八三、九〇九

四、金準備評價替とその意義

(1) 評價替の理由

更にまた金政策の積極化は、金評價替を敢行することによつて、戰時的色彩を一段と高めることになつた。前にも述べたやうに、金現送は産金額を超えて行はれたために、日銀の正貨にまで喰ひ込むやうになつて來た。日銀正貨の減少が、心理的に與へる影響の少なくないことはいふまでもない。そこで日銀の保有金を（臺銀・鮮銀の保有金も含む）、金の時價に價格において評價替を行ひ、金準備の充實を行ふとともに、評價替によつて得た利益をもつて金資金特別會計を設置し、今後における金現送は、この新たな資金をもつて行ふといふ方法をとることになつた。

政府の發表するところによると、正貨準備評價替斷行の理由は

- 一、日銀の兌換券發行高が漸増して、十二年秋以降は限外發行が常態となる惧れがあること
- 一、評價替によつて特別資金を設定し、これより金買入及び金現送を取扱はしめ、金の移動を秘密にすること

- 一、評価益によつて特別資金を設定し、これによつて爲替調節を行ふこと
- 一、鮮臺銀の金準備を日銀に集中すること
- 一、日銀の正貨準備を一定状態におくこと

といふのであつて、評價替の方法は左の法案の要綱によつて明白である。

○金準備評價法要項

- 一、日本銀行兌換券・朝鮮銀行券・臺灣銀行券の引換準備に充つる金を、當分のうち純金の最目二九〇ミリグラムにつき一圓の割合を以つて評價すること
- 二、前項の評價替によつて生じたる利益額に相當する金額を、日本銀行・朝鮮銀行・臺灣銀行は政府に納付すること
- 三、(イ) 政府は日本銀行に對し保有金の一部を、第一項の規定によつて評價したる價格を以つて國庫金の勘定に移すべきことを命ずることを得ること
(ロ) 朝鮮銀行・臺灣銀行に對し、政府はその保有する金を前項と同一の價格を以つて、日本銀行に引渡すことを命じ得ること

- 四、兌換銀行券條例第六條・貨幣法第十四條の規定は當分これを適用しないこと
- 五、第一項に規定する評價の割合を、後に至り變更することある場合は、これによつて生ずる利益または損失につき、利益に相當する金額を政府に納付し、損失に相當する金額は政府より補填を受くるものとす

この結果、日銀の正貨準備は八億一百万圓に増加し、保證準備の限度内で十八億一百万圓までの兌換券の發行が可能となり、且つこの八億一百万圓の正貨準備は固定的のものとなつて、心理的不安は一應解消するに至つた。

(2) 金資金特別會計の設置

○金資金特別會計法要項

- 一、金資金を置き、その歳入・歳出は一般の會計と區別し、特別會計を設けること
- 二、金準備評價法の規定により、日銀・鮮銀・臺銀が政府に納付する金額、並に日銀金買入法により日銀が政府に納付する金額は、これを本資金に繰入れること
- 三、本資金は豫算の定むるところにより産金の増加のため必要な費途に使用し得ること

四、本資金は大蔵大臣の定めるところにより金または國債に運用し、日銀をしてこれを取扱はしむること
 五、兌換銀行券條例第三條第五項の借入金及び日銀金買入法第四條の債務は本會計の負擔とすること
 即ち金準備評價法は、評價替の基準を一圓を二百九十ミリグラム、即ち金一匁五圓から十二圓九十三錢強とするのである。この新評價は、世界市價に對し約一割の下値であつて、これを金市價動搖に對する安全瓣としたものである。日銀の發表するところによると、最近ロンドンにおける三週間の金塊平均相場は百四十シルーペンス八で、これを一割のマーヂンをもつて金一圓を換算すると二百七十八ミリグラムになるが、昨年一ケ年の金相場の動搖は五分であるから、一割程度のマーヂンをおくことが、新評價格として妥當であるといふのであつた。

この評價替によつて何程の評價益が出たかといふに、これは日銀・鮮銀・臺銀の金準備に、金一匁五圓と新評價の差額七圓九十三錢を乗じて得た金額である。即ち、同法要項の作られた七月二十三日の日銀所有及び鮮・臺銀所有金は、日銀が四億九千四百六十萬圓・鮮銀が約百五十萬圓・臺銀が約千五百萬圓・合計五億一萬百十萬圓であるから、八億一千七十一萬圓となり、これより貸上金約二億圓を控除すれば約六億圓となる勘定と見られたが、大蔵省が九月二日、正式に發表すると

ところによると、金資金特別會計の金評價によつて得る金額は、次のごとく七億四千七百餘萬圓に達したのである。勿論その間に金の移動もあり、鮮・臺銀の所有金にも數字上の相違があつたためであつて、金資金特別會計は、これによつて大きな活動をすることとなつたのである。

一、(イ) 日本銀行より納付すべき金額	千圓
金準備評價法に依り納付すべき金額	六七四、二五四
日本銀行金買入法により納付すべき金額	二九一、三八六
計	九六五、六四一
(ロ) 日本銀行に償還すべき債券	
日本銀行金買入法に基づく債券	二二六、一二六
兌換券條例による債券	一一一、〇〇〇
計	二四八、一二六
(ハ) 差 引	七一四、五一四
二、朝鮮銀行より納付すべき利益	四、五三七

戦時財政と金融統制

三、臺灣銀行より納付すべき利益

二五、一九四

合 計 (資金總額)

七四七、二四九

(3) 金資金特別會計の運用

かくして設置された金資金特別會計は、左のごとく種々なる方面に運用される。即ち、

(一) 金資金の中から今度の金現送を行ふ。しかし、この現送は秘密化され、しかも大藏省の管轄下にあるので、従來の日銀の正貨準備のごとく毎日變動が現はれないところに時局性がある。

(二) 金資金の一部をもつて、公債を買入れることになつてをり、その限度は二億圓とされてゐる。

(三) 民間からの金買入資金にその一部を充當する。

(四) 約五千萬圓限度の餘裕資金をもつて産金奨勵に充てる。

その他、金政策は、退藏金を動員し、更に外貨資金をも動員することによつて、より積極性をもつてゐる。退藏金の動員については、すでに産金法においてこれを規定し、外貨資金について

も爲替管理の強化によつて、政府に必要なによつてその處分が規定されるに至つた。現在、本邦人の所有にかかる外貨證券及び在外貨資金は約十五億圓程にのぼつてゐるが、これを政府が必要に應じて處分を命じ得ることになれば、圓爲替の軟化を喰止め、かつ時局に必要な輸入をなす場合、敢て困難を感じないわけである。

第九章 戦時金融統制の目標と方法

準戦時体制から戦時体制へかけての金融統制の發展は、日支事變の勃發が契機となつて、一應の整備がととのへられるに至つた。しかしその發展過程は、いふまでもなく自然發生的なものであつて、「綜合性」と「計畫性」においては未だ半戦時体制として、今後さらに一段と飛躍される餘裕を残してゐるのである。自ら準戦時經濟体制の編成替を主張せる馬場財政政策は、すでに事變の展開によつて、その主張のある程度までは部分的に飛躍した。しかし、馬場財政の基調は公債消化年十億圓を限度としてゐる。従つて、馬場理論において取り残された戦時体制下における強度の統制は、やがて實現される時期に到達するであらうし、より計畫的・綜合的なる統制が今後の發展段階となるであらうと見られる。

金融統制の最後の目標は、國家目的即ち現下の日本としては、大陸政策の積極化に伴つて、戦時體制化が要求されるのである。「自主的統制」が、なほ自由主義經濟の殘滓的零團氣のもとに、力弱い叫びをあげてゐるが、それとても、やがては清算されなければならない運命に陥るであらう。

戦時體制下の統制は、金融・貿易・爲替・消費にまで發展したが、最高度の金融統制は銀行の國營といふところまでゆかねばならぬであらうが、そこまでにゆくには、可なりの段階が残されてゐる。行政的・立法的干涉による統制も、相當の程度まで、すでに發展してゐるが、今後なほ強度の國家の監督權限が強化されるであらうことも疑ひをいれない。

すでにドイツにおいては、後述することく一九二四年の改正法に基いて、ライヒス・バンク内に銀行監督局を設け、全金融機關をその統制に服せしめ、國家の貨幣信用政策と諸金融機關の授信業務との調整を圖つてをり、イタリーの如きも、一九三六年三月國防および金融操作監査委員會を設けて銀行制度を強化し、またアメリカにおいても預金保險會社を通じて、銀行の監督權限が強化されてゐる。

だから、

(一) 公債消化策としての立法手段による強制募集

後篇 戦時金融の統制

戦時財政と金融統制

- (一) 對滿・對北支への投資、農村金融、中小商工業金融の普遍化
- (二) 普通銀行經營の公共化
- (三) 大都市所在府縣を除く、一縣一行乃至二行主義の徹底
- (四) 市街地信用組合(大藏・農林共管)・保險會社(商工)・簡易保險(逓信)等の金融機關の監督・行政を大藏省に統一するのみならず、郵貯利子の變更權についても大藏省に統一する
- (五) 庶民金融機關の創設

といふが如き金融統制の手段が、狹義・廣義國防政策遂行のために、やがて登場すべき課題として残されてゐるのである。

戦時金融の使命は、いふまでもなく、戦争目的のために、戦争の必要を標準として、最も有効にこれにふり向けしめることにある。戦費調達のために、世界大戦交戦國がとつた通貨政策については前篇に詳述の通りであつて、第一に通貨の供給工作を講じた。第二には金本位を停止し、正貨の防護につとめ、更に第三には、モラトリアムを斷行して、各國は中央銀行の後援下に金融市場の動搖を防ぎ、證券市場ならびに投資の統制を斷行するに至つた。もちろん、軍需工業への

投資集中を行ひ、列國爲替に對しても次第に統制を強化したのであつて、わが國が日支事變下にとつた諸方策も、そのプリンシプルにおいて變りはなかつたのである。しかしてその最後にとらねばならぬ政策は、インフレーションに對する抑制である。

けだし、『戦時においては、政府は戦費の財源として、購買力を國民より引上げるに當り、極力租税により、國民所得にその源泉を求め、インフレーションを避けるに努力するが、戦争の緊急な要求は政府をして人爲的購買力作出のやむなきに至らしめてゐるのである。かゝる不換紙幣は勿論、多額の戦時公債及借入金は多くインフレーションを招來し易いことは、世界戦争の経験によりても證明された。』(森武夫著「戦時經濟」二二三頁)

大戦後のドイツが悪性インフレの展開によつて、國民生活が如何に不安に見舞はれたかに思ひをいたせば、戦時・戦後を通じてのインフレ抑制策こそ、金融統制の最大使命であるとさへいへるのである。

第十章 戦争準備下の獨・伊

第一節 ドイツの金融統制

著者は、過去における戦争に経験せる金融対策をこゝで詳述する餘裕を持たないから、今日の世界が行ひつゝある戦争準備のための金融統制、特にドイツ、イタリアの情勢について略述したいと思ふ。

ドイツは四ヶ年計畫に基いて戦争準備に邁進してゐるが、戦時下の日本がとりつゝある諸般の統制策は、次第にドイツに近づきつゝあるのは特に注目すべきであらう。

無論ナチス・ドイツは金融資本との抱合によつて利潤との妥協をなし、強力統制の名のもとに資本主義の危機を脱してゐるのであつて、日本の準戦體制下における軍・財の抱合主義と相似たるものがある。ナチス政府が恐慌克服のために第一にとりあげた政策は、まづ労働振興策であつ

て、このために労働振興法を公布し、労働賦與手形・租税證券・軍備手形等によつて百億マークに近い資金調達を行つたが、政府は、借替々々で償還を遂行して行くにせよ、それはすでに一九三三—三四年度から現實の問題になつてゐるのであり、さうした現實の必要を處理して行くには、政府は、金融市場に統制を加へざるを得なかつた。それがためにとられたナチス政府の金融統制策は、大體以下の如きものであつた。

(イ) 低金利政策 まづ低金利情勢を誘導し、信用統制を強化することによつて、資本の蓄積と資本市場の流動性を増加せしめる方法がとられた。低金利政策は左のごとく進行された。

(イ) 一九三三年六月、平均六パーセントであつた農村における土地抵當債務利子を、強制的に四・五パーセントに引下げた。

(ロ) 一九三三年九月、平均七パーセントであつた地方自治團體の短期債務利子を、強制的に四パーセントに引下げた。

(ハ) 一九三三年十月の銀行法改正により、ライヒス・バンクは公開市場政策を行ふの権限を與へられ、それによつて長期金利と短期金利の平準化に觸手するを得しめた。

(三) 一九三四年六月、新規借替公債に関する法律を發布し、一九二九年の六分利債を長期四分利債に借替へた。

(ホ) 一九三五年一月「金融機關利下げ法」を發布し、公私立の土地抵當銀行で六パーセント以上の利子附の土地抵當債券を發行してゐる銀行は、強制的にその利子率を四・五パーセントに引下げることが命令された。この種の抵當債券約八十億マークだつた。

(ヘ) 一九三五年二月「公債低利借替法」を發布し、地方債および短期債の利子六パーセント以上のもの約二十億マークを、四・五パーセントの利子に借替へしめた。

(ト) 一九三五年五月、四・五パーセント利附五億マーク公債を保險會社引受で、同九月四・五パーセント利附二十八人公債五億マークを貯蓄金庫引受で、同月四・五パーセント利附十年公債五億マークを一般公募で、それら發行した。

かくの如き徹底的低金利政策を遂行した結果、大藏次官ラインハルトが一九三五年九月發表せるところによれば、國・自治團體・一般經濟界は、年額約二億五千萬マークの利子負擔を軽減されるにいたつた。

(2) 信用統制 資本の蓄積を増大せしめ、銀行業の基礎を堅實ならしめると同時に、蓄積資本をいつでも政府の動員に應じること得せしめるため、信用統制の政策が講ぜられ、一九三四年十二月五日「信用制度法」が發布された。その内容は以下の如きものだつた。

(イ) 金融機關の監督を嚴にするため、金融機關に業務報告書類提出の義務を課し、またその監督のために政府直屬の監督機關を創設した。監督機關は「信用制度監督局」および「信用制度監理執行官」の兩者より成る。「信用制度監督局」は合議制とし、長官はライヒス・バンク總裁、局員はライヒス・バンク副總裁ライヒス・フェーラーの指名者一人・大藏次官・經濟次官・農務次官・内務次官によつて構成される。監督局は國家の必要とする信用並に銀行政策を遂行し、金融機關を監督し、その整備改善をはかるのが任務である。「監理執行官」は、監督局の決定せる政策を實際に執行する機關であつて、金融機關に對して諸種の強制力——たとへば營業の許否・利子の決定等を強行することが出来る。

(ロ) 同法は特殊のものを除くあらゆる金融機關——銀行・貯蓄金庫・信用組合等に適用されるものとし、それらに營業の許可制をとることになつてゐる。これは金融機關の濫設の防止・内

容不良金融機關の淘汰を目的としたものだ。

(ハ) 支拂準備金・貸附業務・貯蓄業務等に關する規定を設け、それらの監督を嚴にした。支拂準備金の規定においては、外部資金(預金)と自己資金(資本金および積立金)との割合を最高限度九對一とし、支拂準備の低下を防ぎ豫金者を擁護する立場をとつてゐる。また貸附業務規定では、同一人に對する貸出を自己資本との割合で限定し、同一人に五千マーク以上を無擔保で貸附ける場合には、債務者の財政状態を公開せしめる。これは大口不良貸附による貸倒れの危険を防止せんとするものであるが、また金融機關の蓄積資本を増大せしめ、國家の必要とする動員に便せしめたのである。

(ニ) 第二準備金として一定額の公債保有の義務を課した。また貯蓄預金運動方法の規定を設け、即時拂の類を三百マークに制限し、或はまた貯蓄預金による小切手の振出を禁じた。これらは、金融機關の蓄積資本を政府の公債政策を利用せんと目論んだものに外ならぬ。

(三) 公債投資の強制 一九三四年三月發布の「公債投資法」、および同年十一月の「會社利益分配法」は、諸會社の剩餘利益を強制的に公債へ投資せんことを命令した法律であつた。三月の法

律は左記の内容をもつ。

(イ) 一九三三年十月一日から翌年十二月末日までの間に於て、前營業年度に行つた配當以上の配當をなす會社は、その増配額に相當するだけ國債・州債・市債の類を買入れねばならぬ。

(ロ) 年六パーセント以上の配當をなす會社にも、前記同様の公債買入れ義務を賦課した。十二月の法律はこの三月の法律を一層徹底化したもので、左のごとくに規定された。

(イ) 一九三四年十二月十一日以後、諸會社は年六パーセント以上の配當を禁止される。

(ロ) 前年度において六パーセント以上の配當をなした會社には特例を設け、八パーセント以内の配當を許される。

(ハ) 前二項のいづれの場合とも、配當率以上の利益を擧げたものは、それを公債買入れに投資せねばならぬ。

これら法律は、一見株主の利益を阻碍する如くだが、事實はさうでなく、會社の過當利益は金割引銀行に拂込まれ、同行はそれをもつて公債を引受けるのだが、その公債の所有權は株主にあるので、株主は四年間利子を受取り、四年度に同行から元金の償還を受けるといふ仕組である。

第二節 伊・エ戦争とイタリアの金融統制

一、戦費をどう調達したか

伊・エ戦争は近代戦争の典型的なものではないが、経済封鎖下におけるその金融政策には多大の暗示に富むものがある。

イタリアが東阿遠征経費百四十億リラを調達した方法は、世界大戦中のドイツ財政を回想せしむるものがあつた。「戦費は非常會計に計上し、その財源は主として公債金を以てす。」これが戦費調達の原則である。しかしてこの國債増加に伴ふ國債費の負擔は、すべて普通會計（一般會計）にこれを計上したが、戦費に充つべき公債借入金の調達方法は左の如きものであつた。

(1) 國債公募 一般市場における起債で、一九三五年九月の五分利附大藏省債券の發行には、既發三分半利附無期公債の乗替を許したが、六百億リラの公債所持者が全部借替に應ずる場合には、乗替條件により、五分利を餌に九十億リラの現金を擧げ得る豫定になるが、実績は遙かにこ

れより劣つてゐた。

しかして、大藏大臣に短期の外貨公債（一切免税）の發行權限を付與した。

(2) 國民貯蓄の動員 これは郵便貯金・社會保險機關業の運用資金の國庫貸上であるが、イタリアにおいては、ファッション組合制度によつて、使用人及び労働者の貯蓄が強制的に行はれる可能性がある。貯蓄金庫及び郵便貯金の預金現在高が、一九三五年末において一年前よりは減少し、しかもこれ等の金額には元加利子が行はれてゐるであらうから、戦時中の貯蓄は大衆の收入減と生活費昂騰とのために思はしくなく、却つて預金が引出されることになつた。

なほ一九三五年十一月十六日の命令をもつて、五百リラ及び千リラの大額の銀行券所持人（公共團體及び外國人を含む）をして、十一月二十六日までにイタリア政府に提出せしめ（外國における所持人は同日までに伊國大使館に提出せしむ）、政府はこれを提出者の預金としてイタリア銀行に寄託し、同日までに提出せざる銀行券はすべて無効とし、爾後伊國內に入るものは沒收せらるゝこととしたが、これは一種の強制預金と看做し得るもので、要するにイタリア銀行の政府證券引受能力を増加せしむる一手段であつた。

かくてイタリアの信用機關の統制は、一面において民間資金を國家財政上の需要に動員する工作と目し得るものであつて、この點においてドイツの金融統制と換を一にしてゐる。

(3) 政府紙幣の發行　これは銀貨を回收し、これと引換にその名價額だけ紙幣を交付する規定であつて、實際の回收額より多く政府紙幣を發行して國費の支辨に充つることは、紛れもなきインフレーションである。なほ、回收銀貨が政府紙幣發行準備に藏置せられてをれば問題はないが、東阿における政治工作に流用せられなかつたとは保し得ない。この場合には政府紙幣は正しく非常手段となるわけである。

(4) 公債投資の強制　戦争景氣による會社の利益増加を捕捉する一方法として、ドイツに倣ひ、全國諸會社の利益配當率を六パーセントを限度とし、これを超過する利益を全部公債買入に充當せしめた(一九三五年九月一日より實施)。一九三六年十月五日の緊急勅令をもつて、不動産所有者に對しては、その調定價格の五パーセントを強制的に公債(五分利附二十五ヶ年間償還)に應募せしめむために、二十五ヶ年にわたり、毎年千分の三・五の特別課税を徴することとなつた。

しかして、右は今次の平價切下による不動産價格の騰貴を抑制するためと説明せられてゐるが、

公債の消化額を緩和するため採られた一策とも見られる。

(5) その他　一九三五年十一月二十七日の金買上値段の引上(造幣價格一グラム一・二・六三リラなるに、臨時買入價格一五・四五リラ即ち二二・五パーセントのプレミアム)は、實質的には平價の一八・五パーセント切下を意味したが、一九三六年十月五日、正式に四〇・九二パーセントの平價切下をなしたので、國庫の切下益金は特別會計において、間接に戦費等の財源たり得るわけである。外國證券動員による益金もまた同様に考へられる。

二、外國爲替管理の強化

外國爲替の管理は外國貿易の統制に先立ち、周知のごとく早くから行はれてゐた。今、一九三四年五月二十六日官報掲載の大藏省令をもつて公布せられた、資本輸出の取締及び爲替制限の要旨を摘記するに、(一) イタリア人にして伊國內にて外國證券を有する者は、十日以内にスタンプを受け置くべし。但しこのための印紙税は、普通率の十分の一の割合にて輕減せらる。また外國においてイタリア人が外國證券を所有する場合には、その所有を申告するを要すとなし、(二)

一九三〇年三月十二日前に有效なりし外國爲替制限を復活し、純粹の商業的性質を有せざる爲替取引を禁ず、また銀行及びその他の商業會社は海外にて有する外國通貨を申告すべし、イタリア銀行券及びリラ送金手形の輸出を禁止す、但し、イタリア人の外國銀行には、五千リラ以内帯出するを許すと規定し、更に同年十二月八日附大藏省令をもつてその一部を改正した。

續いて十二月十五日には、イタリア銀行券及び本國または植民地の小切手類の海外輸出を禁止した。翌一九三五年五月十四日には銀の輸出が禁止せられたが、それは主として北阿植民地向銀の輸出を防止するを目的としたものである。續いて五月二十一日には、個人及び法人の保有する一切の對外債權・外國證券を、イタリア銀行に預託すべき命令を公布した。

更に、九月十二日には國內諸銀行の爲替取引制限を實施し、三月十一日勅令をもつて、金地金の輸入は政府の獨占事業となり（加工または半製の金製品の輸入は大藏省の許可を要す）、かつ、十一月十四日の金國有斷行とともに、外國爲替管理局は金の預託を受理し、これに價格の五パーセントをプレミアムとして與ふることとなつた。

對外貿易爲替關係事務は數種の官廳において所管せられをり、これが統制は甚だ困難であつた

ため、一九三五年十二月二十九日附勅令第二一八六號をもつてその事務を統一し、新たに貿易爲替統制部の事務として、對外貿易爲替に關するものを合體して該統制部管轄となること、ならびに既設の機關たるフランスト對外貿易協會および對外爲替協會は統制部の直接監督のもとにあること、統制部貿易協會・爲替協會の組織運用に關しては別に規則を設くべきこと、を勅令で制定した。しかして、右は官報公布の日即ち一九三六年一月三日より施行せられた。

續いて一九三六年二月一日には、「外國支拂手段問題審議部」が設置せられた。これは全經濟防備・國際收支逆調克服が常に問題となつてゐるに鑑み、この部によつて組外省・イタリア銀行・大藏省等に屬せし事務を綜合することとしたのである。即ち、組外省・外國貿易部・大藏省關稅局・外務省通商條約局・外國貿易局・外國爲替管理局・軍需品製造總委員會・外貨總處理局等の間の事務の重複を免除し、その簡捷を計るためであつた。

三、本位貨の擁護と平貨切下げ

イタリア銀行の準備規定は、銀行券流通高その他の即時拂債務の合計に對し、四〇パーセント

以上の金または金爲替を準備するを要すといふのであつて、一九三三年頃までは能く五〇パーセント近くを維持してゐたが、その翌年中頃から次第に危くなり、遂に一九三五年七月二十一日をもつて四〇パーセントの準備規定を一時中止する旨を發表し、その理由として、例外的性質の海外拂をなす手段を行ふ必要上からといはれた。しかしして、その最終發表の十月二十日の地位は、二六・一〇パーセントといふところまで陥落するに至つた。

この間、イタリア政府は前記のごとく、イタリア所有の外國證券及び在外バランスを動員して正貨の維持に努力したが、遂に奏效せず、十一月には法定價格（一グラム一・二六三リラ）に二二・五パーセントのプレミアムを附して金の買上を行ひ（イタリア銀行は毎日九時半乃至十四時受付）、また別に、國民の愛國心に懇へて裝飾金の獻納を勸奨したが、貧乏國のこととてたいして期待し得られなかつた。

輸出貿易は衰へ、サーヴィスによる受取勘定は激減した（一九三六年三月二十一日、ドイツにならひ一種の「レヂスター」制度を設けたが）ので、海外拂ひはいよ／＼困難に陥り、名目上には金本位を維持せるも、事實上はドイツと同じく疾くに金本位を滑り、嚴重なる爲替管理と極端に切詰めた

る貿易とを行つて來たのである。

しかして本年末、佛貨フラン自身が遂に平價切下の舉に出づるや、好機到れりとなし、十月五日をもつてイタリアは米國と同一のステップを踏み、四〇・九二パーセントの切下を斷行した（政府はなほ、更に一〇パーセントを限度として變動せしむることを得）。

平價切下の是非については、心理的方面を看過するわけに行かない。この點においてイタリアは切下の時期につき非常に恵まれてゐる。國內の人心も、エチオピア事變に完全な勝利を博して以來餘ほど落付いてゐる。今までいろ／＼危惧せられてゐた困難な諸問題も、現在では案外軽く取扱はれるやうになつた。事變費問題にしても、現在ではなほ不安が無いでもないが、ともかくも現在まで支辨できたので、餘ほど安心の度を増してゐる。

一方ブロック崩壊により、これまでイタリアに比し、割合に確實性を維持して來た金ブロック内の他の國の状態も、殆んどイタリアと選ぶところ無きに至つたので、イタリア國內における通貨問題も、さまでの注意をひかなくなつた。

第十一章 戦時財政經濟の發展と全國民の 武裝的統制

「支那事變の擴大は、準戦時代における各層の對立的理論を飛び超えて、一舉に日本の經濟體制を戦時體制へ突入せしめた。馬場財政は、自ら準戦體制の名を冠して登場、一齊に財界の反感を買った。續いて登場した結城財政は、馬場財政の行き過ぎを訂正すべき使命を帯びてゐたに拘らず、その末期においては「大乘的統制」と銘打つて、政府の權力に大きなイニシアチヴを積極化するに至つた。賀屋財政に至つては財經三原則を至上命令とし、豫算の膨脹必至を認めながら、出來うる限りその増大の度を抑へようと努力するかに見えた。けれども事變直前における特別議會の諸立法は、すで馬場財政の範圍を飛躍したが、それでも世間は、かつて馬場財政に加へた非難を浴びせようともしないのだ。かくて、賀屋財政は「事變の擴大」を何よりもいゝ口實として——何人が藏相の地位にあつてもさうせざるを得ないのだが——ともかくも大手を振つて、どんな

な關門でも通り抜けられることになつた。

けれども、事變の長期性とその後における財政の發展に思ひをいたせば、事變を「拾ひもの」にしたやうな、そして時世に押されるまゝのその日限りの財政々策だけでは、その前途に多大の不安を漂はせずには置かない。かつての藤井財政は「神がゝり」の眞剣さをもつて、健全財政確立のために、世間の嘲笑を買つた。藤井財政のイデオロギーは、今日の戦時財政に何等の範を垂れるものではないが、より以上の眞剣さが、戦時・戦後を通じて要求されるのである。

近代戦争が巨大戦費を要することについては、日支事變に費しつゝある戦費の様相を見ても明かな通りである。しかも、去る特別議會とこれに續く臨時議會で成立した支那事件費二十五億二千百萬圓は、六月の事變勃發から明年一月中旬に至る約半ヶ年に要する經費である。従つて、事變がそれ以後に長びけば、さらに事件費の追加は必至であり、この巨大な戦費を賄ふための財經策の「綜合性」がいよいよ緊切な課題とならざるを得ない。

二十五億を超える戦費のうち、臨時議會で成立した二十億二千二百萬圓は一般會計と分離し、北支事件費特別會計を設定することになつたので、一般會計豫算としての様相はさまざまに膨大なも

のにならぬが、實質上の昭和十二年度豫算は、城結財政の二十八億七千二百萬圓に、その後の二議會で通過した一般會計豫算を併すれば、總額五十四億六千五百萬圓の超尠大豫算となり、公債發行豫定額は三十四億九千四百萬圓に跳躍するに至つた。

そこで昭和十三年度豫算であるが、(一) 既定經費の節減、(二) 不急・不要經費の切詰め等に加へて、(三) 「物の豫算」の編成、といふことがその編成方針として明示されてゐる。如何に國民生活安定費を繰延・節減しようとも、時局的施設は各省擧つて計畫するであらうし、戦費を除く、國防費の一段の飛躍も不可避の情勢にある。

事件費については、事變の見透しがつかぬ限り、こゝに豫想の限りではない。だが、かりに事變が終局を告げるにしても、現地における治安維持のために支那事件費の恒久性、即ち滿洲事件費の性質を持続するであらうことだけは疑ひない事實だ。さらに、そのみではない。國民政府との間に横たはる事變後の政治的交渉は、決して一擧に解決するわけには行かぬであらうから、かなりの待機的戦備を要する。

加ふるに、前述したごとく、國防充實計畫と生産力擴充工作に要する重要國策は、事變終局後

といへども、息づく暇すらなく、一段と高度化されるべき國際情勢にあるから、臨時非常立法のごときも、その期間の延長が必至となるばかりでなく、さらに強力なる全國民の武裝的統制が相ついで強化されざるを得まい。かくの如き戦時財政の發展性こそは、日本の經濟體制の重大な歴史性を示すものであつて、この新段階から幾多の統制強化的な經濟政策が派生されると見て差支へあるまい。

だから、事變を織り込み、且つ新經濟體制の動向を示すべき事件費を含む十三年度豫算が、如何なる様相をもつて國民の前に提示されるかは、過去のいづれの豫算に比して、幾十倍かの重要性があるのである。それは單に金額のみの量的問題ばかりでなく、質的内容においてである。豫算總額が實質的に十二年度を越ゆるかどうかは、事變の發展を見た上でなければ勿論斷言は出來ない。たゞし、質の問題となつて來れば、幾多の重大問題を包藏する。即ち、(一) 國防計畫に要する軍事費の一般會計の總額に對する比率増大は不可避である。(二) 事件費の恒久性は、(一)とともにその財源を何によつて賄ふべきかの問題となる。(三) 従つて税制改革による増税が如何なる程度のものとなるか。(四) 軍需工業擴充のためには、すでに生産力擴充のために幾多の

非常立法が成立してゐるが、さらにその部門に對する莫大なる補助金・奨励金の交付等がどの程度に計上されるであらうか。これによつて、經濟政策の動向の一斑がうかゞはれる。(五)さらに國民生活安定に關する施設が完全にノックアウトされてしまふか、従つて革新政策はどこへゆくであらうか、等の重要問題が累積してゐる。

巨大な戦費を増税によつて賄ふといふことは、痴人の夢に過ぎない。世界大戰の例に徴するまでもなく、戦費の大部分は公債によつて賄はれた。日支事變に際しても、一億百五十萬圓の北支事件特別税が徴收されることになつたが、この増税は明年度にもまたがつてをり、本年度の徴收分は六千六百萬圓であるから、正確にいつて、事件費總額に對する割合は僅かに二分五厘といふ低率のものである。戦時財政の發展性から見れば、こゝ當分の間、恐らく多額の公債を發行してゆかねばならぬであらう。

「臨時増税」は、さらに來る通常議會に登場すべき重大懸案に相違ないが、それにもまして巨大な公債消化の問題が、論議をかもすであらうことも疑ひない。公債消化それ自體の問題は、日銀引受によつて公信用を追加してゆくのだし、政府のいふがごとく金融市場の情勢を見て、買オペ

レーションをやらうといふのだから、技術的操作の問題にとゞまる。しかし、この公債消化から派生する幾多の問題は、かゝる樂觀的な見透しだけではをさまらない。一步誤れば、國際貸借の悪化をきつかけに、政府の死守せんとする爲替相場對英一シル二ペンスは、崩壞の危險にさらされ、悪性インフレへの發展となり勝ちだ。日本の經濟が、一ケ年百億圓程度までの戦費に堪へられぬといふのではなく、公債政策をめぐつて派生すべき諸混亂を未然に防止すべき一切の經濟政策を、計畫的かつ綜合的に調整して、つぎの戦争準備に必要な施設を速かに講ぜよといふのである。

從來の行がかりからいへば、來たる通常議會においては、負擔の均衡を目標とした税制の根本的改革が提案されなければならぬはずであつた。しかるに、去る臨時議會において政府がほめかしたことによつて明かした通り、「情勢の變化」に藉口して、これを見送らんとする傾向が濃厚である。もちろん、戦時財政における増税の役割は、決して戦費調達をその目標とするのではなく、公債政策運用の補充手段とするにあるのだが、いはゆる全體主義をはき違へて、負擔均衡のテーマを見送るといふやうなことは、眞に長期の戦争準備乃至は實戰に對應する策ではあり得な

いのだ。

しかし、實際問題としてわれわれの眼前に迫りつゝあるものは、大衆課税の一層の重課といふことである。賀屋藏相のいはゆる国防献金の普遍化は、比較的餘裕ある層をねらつて増税を行つたが、なほそれ以外に残された餘裕が何であるかといふことが問題となるのである。近代戦争が全體戦争である限り、國民の各層が應分の負擔をなすのは當然であるが、不均衡の負擔をそのままにしておいて、その上に各層の負擔を増大せしめるといふことは、その場限りの増税策であつて、社會正義に反するばかりか、事變を「借りもの」にするといふ近衛内閣への非難が的中することになるのだ。戦時の増税は、戦争によつて支拂能力を増加する部分の税源を捉へ得るやうに租税制度を整備しなければならぬ。

戦時經濟統制下においては、とかく「この際」であるからといふことによつて、積極・消極の両面に、負擔や犠牲を要求する。けれども長期戦乃至は長期の戦争準備を必要とする日本内外の情勢においては、いひ古された言葉ではあるが、「國民の腹」を減らしてはならないのである。ところが、前述したやうに事件費を含む國防費増大の不可避の情勢に加へて、軍需工業の擴大に要

する經費のために、銃後の國民生活に多大の犠牲のみを負擔させ、一切の革新政策を後廻しにするといふ近衛内閣の「情勢の變化」を口實とする方向轉換は、爲政者の再考と創造を要する重大な政治問題でなければならぬ。事實、巨大な戦費を負擔した上に、さらに國民生活安定に要する施設をも要求することは、現體制のもとにおいては不可能であらう。であるから、事變終局後の善後處置策と、その後に来るべき戦争準備を含めたいはゆる長期戦争のために、それに堪へられるやうな一切の財政經濟政策の計畫性と、綜合性を發揮せよといふのである。

世界大戦前におけるドイツは、戦争準備において世界に冠たるものがあるとされたが、それですら、いざ戦争が始まつて見れば、目算外れが多かつたといはれる。今日のドイツは、過去の經驗に鑑み、次の戦争準備のために四ヶ年計畫を樹立し、國民總動員の實をあげつゝある。チェッコ・スロヴァキアの如きですら、一九三六年早くも「國家總動員法」を制定し、「國家防衛上必要な企業」を指定し、強力なる全國民の武装的統制が強化されてゐる。

日本の戦時體制は、未だ準戦時として可なりの餘裕を残してゐるといへるが、戦時編成替は、戦争開始とともに直ちに敢行し得られるものではない。近代戦争に對する正確なる認識の把握と、

戦時財政と金融統制

銃後の國民生活に對する重大な關心をもつて、政府は單に精神的動員を主張するばかりでなく、眞劍に身を挺して、具體的に戦争目的の最後のものを獲取すべきだ。(エコノミスト十一月一日號所載——拙稿)

(附記) 拙稿の間に、大本營がいよいよ設置され、近衛内閣も、いよいよ本腰に戦時經濟體制をより強化することに肚を決めた。南京陥落の後に來るものこそ戦時體制の様相であつて、日本の前途はますます重大性を加へるに至るであらう。

昭和十二年十二月三十一日

「戦時財政と金融統制」
定價 壹圓五拾錢

著者 塚田一甫

東京市麹町區元園町一丁目五一

發行者 仲摩照久

東京市牛込區西五軒町三四

印刷者 福山福太郎

東京市牛込區西五軒町三四

印刷所 福山印刷製本所

東京市麹町區元園町一丁目五十一番地

發行所

太陽閣

電話九段二三八三番
振替東京八三一八二番

34903
—
2

742
78

